

平成 29 年度
定期 監 査 報 告 書

健康福祉部（一部）

長寿・保険室 医療助成・年金課
国民健康保険課
保険収納課

健幸政策室

川西市監査委員

平成30年10月12日

川西市長
大塩 民生 様

川西市監査委員 小林 宏

川西市監査委員 岩本 吉志子

川西市監査委員 大崎 淳正

定期監査報告書の提出について

地方自治法第199条第4項の規定により実施した定期監査の結果は、別紙のとおりです。
同条第9項の規定に基づき提出します。

記

健康福祉部の内

長寿・保険室（長寿・介護保険課を除く）

医療助成・年金課、国民健康保険課、保険収納課

健幸政策室

（保健センター、予防歯科センター）

定期監査報告書

1 監査の種別

定期監査（地方自治法第 199 条第 4 項）

2 監査の対象

下記の監査対象部局に係る平成 29 年度（29 年 4 月 1 日～30 年 2 月 28 日）の財務に関する事務の執行を主体に監査を実施した。

また、必要に応じて地方自治法第 199 条第 2 項に基づく事務の執行についても監査を実施した。

健康福祉部の内

長寿・保険室（長寿・介護保険課を除く）

医療助成・年金課、国民健康保険課、保険収納課

健幸政策室

（保健センター、予防歯科センター）

3 監査の期間

平成 30 年 4 月 10 日から同年 6 月 25 日まで

4 監査の方法

監査対象部局に対し、平成 29 年度の財務に関する書類（30 年 2 月 28 日現在）の提出を求め、予算の執行が適正かつ効率的に行われているか、財務に関する事務が法令の諸規定に準拠して処理されているかを主眼点として、関係書類を調査するとともに、必要に応じて関係職員から事情聴取を行った。

5 監査の結果

監査の結果、次のとおり事務処理の一部に改善、検討を要する事例が見受けられたので、適正な事務の執行に留意されたい（指摘事項等は、それぞれ監査時点のものである）。

留意、改善すべき事項のうち、軽微な事項については、その都度、口頭で指示したので省略している。

なお、前回の定期監査で指摘した事項について、措置又は改善がされていないものが見受けられたので、適正な事務処理が行われるよう改めて改善に取り組まれない。

（注）本報告書における表示方法は、以下のとおりである。

- （1）文中の金額 万円単位で表示している場合、表示単位未満の端数は切捨て
- （2）文中・表中の比率 表示単位未満の端数は、四捨五入

《 医療助成・年金課 》

1 福祉医療費助成制度における市単独事業としての助成について

市は、福祉医療費の助成において、下記 及び の通り、兵庫県の補助基準に加え、市単独事業としての助成を行っている。

乳幼児等医療扶助事業及びこども医療扶助事業

乳幼児等医療扶助事業（小学3年生までの乳幼児、児童が対象）及びこども医療扶助事業（小学4年生から中学3年生までの児童、生徒が対象）において、兵庫県の補助基準では入院費・通院費の一部を助成することとなっているが、市ではこれに加え、乳幼児等医療扶助事業においては段階的に助成の拡充を行い、入院費・通院費を全額助成とし、こども医療扶助事業においては入院費を全額助成としている。さらに、平成29年7月からは、乳幼児等医療扶助事業において、未就学児について所得制限を撤廃するとともに、こども医療扶助事業において、通院費の自己負担割合を2割から1割に変更している。

29年度の実績では、市単独事業分の給付費が、乳幼児等医療扶助事業では1億7,117万円で、前年度と比べ2,398万円（16.3%）増加し、こども医療扶助事業では2,717万円で、前年度と比べ2,039万円（300.6%）増加している。

障害者医療扶助事業（心身障害者医療扶助事業、高齢心身障害者特別医療扶助事業及び精神障害者医療扶助事業）

障害者医療扶助事業において、兵庫県の補助基準では重度障がい者が対象となっているが、市では22年7月から市単独事業として中程度の障がい者に対しても入院費の自己負担額の助成を行っている。

29年度の実績では、市単独事業分の給付費が、心身障害者医療扶助事業では28万円、高齢心身障害者特別医療扶助事業では3万円、精神障害者医療扶助事業では1,013万円となっている。

福祉医療費助成制度における市単独事業としての助成をどのように行うべきかについては、市の財政的制約を勘案する必要があるが、特に乳幼児等医療扶助事業及びこども医療扶助事業については29年度の拡充における効果や実績等の分析を加える必要がある。そのうえで将来にわたり持続的に維持することができる安定した制度とするように、自己負担部分のあり方について検討されたい。

2 高齢期移行医療費返還金について

福祉医療費助成制度について、平成29年7月に、従前の老人医療費助成制度に代わり高齢期移行助成制度が創設された。

高齢期移行助成制度となった際に、新たに追加となった資格要件を失念したことによって、受給資格がない者に当該制度に係る受給者証を交付し、助成を行った。その結果、交付した者に対して合計で3回・3,560円の返還金を求めることとなったため、受給者証の交付において、

特に制度が変更となった際には課内で新制度の周知徹底を図るなどの対策を講じ、再発防止に努められたい。

《 国民健康保険課 》

1 医療費の適正化について

国民健康保険事業（以下「事業」という。）は、主に被保険者が納付する国民健康保険税や、国、県からの補助金等で運営されているが、構造的な赤字を補てんするため、近年、市一般会計から繰入が行われており、表1のとおり被保険者の減少等により国民健康保険税収納額が減少し、依然として安定した財源確保が厳しい状況にある。

一方、事業の支出面における医療費では、表2のとおり、1人当たり給付費（医療費の一部を事業が負担するもの）が、被保険者の高齢化や医療技術の進歩による高度化などに伴い近年増加傾向にあることから、医療費の適正化が課題となっている。

平成29年度の医療費適正化に向けた取り組みとしては、ジェネリック医薬品の利用促進及び差額通知の発送、医療費通知の発送、レセプト（診療報酬明細書）点検、医療費節約のリーフレットの全戸配布などのほか、被保険者の健康増進を図ることで将来的な医療費の削減を図る取り組み（特定健診受診率の向上に対する各種取り組みや糖尿病等重症化予防プログラムなどの保健事業）を行っている。

その取り組みや前述の近年における赤字補てん分の繰入の効果等もあり、29年度においては赤字補てん分の繰入は行わず、また事業の支出となる1人当たり給付費は対前年度微増にとどまった。

事業の安定的な運営に資するためにも、関係部署との連携を図るなど、更なる医療費適正化に向けた取り組みを進められたい。

(表1) 国民健康保険税収入状況比較表

| 区 分 | 25年度 | 26年度 | | 27年度 | | 28年度 | | 29年度 | |
|-------------|---------------|---------------|-------------|---------------|-------------|---------------|-------------|---------------|-----|
| | | 前年度比 (%) | 前年度比 (%) | 前年度比 (%) | 前年度比 (%) | 前年度比 (%) | 前年度比 (%) | | |
| 国民健康保険税 (円) | 3,923,839,480 | 3,863,629,823 | 1.5 | 3,838,031,351 | 0.7 | 3,702,463,785 | 3.5 | 3,500,348,893 | 5.5 |

(表2) 1人当たり給付費の推移（一般被保険者分）

| 区 分 | 25年度 | 26年度 | | 27年度 | | 28年度 | | 29年度 | |
|--------------|----------------|----------------|-------------|----------------|-------------|----------------|-------------|----------------|-----|
| | | 前年度比 (%) | 前年度比 (%) | 前年度比 (%) | 前年度比 (%) | 前年度比 (%) | 前年度比 (%) | | |
| 1人当たり給付費 (円) | 282,331 | 289,000 | 2.4 | 303,664 | 5.1 | 315,092 | 3.8 | 317,288 | 0.7 |
| 被保険者数 1 (人) | 39,308 | 38,808 | 1.3 | 38,168 | 1.6 | 36,586 | 4.1 | 34,605 | 5.4 |
| 給付費額 2 (円) | 11,097,879,070 | 11,215,524,334 | 1.1 | 11,590,266,360 | 3.3 | 11,527,948,246 | 0.5 | 10,979,739,624 | 4.8 |

1 3月～2月の月平均人数である。

2 療養給付費、療養費、高額療養費を計上している。

2 一般被保険者返納金等について

一般被保険者返納金及び一般被保険者過年度返納金は、主に、市外転出や社会保険加入などにより国民健康保険の資格喪失後、国民健康保険証を使って受診された場合に、被保険者（以下「本人」という。）が当該保険給付分を市へ返納するものである。

平成 29 年度末における当該返還金の滞納額は、一般被保険者返納金（現年度分）が 303 万円（100 件）、同過年度返納金（25～28 年度分）が 182 万円（145 件）となっている。

資格喪失の確認については、医療機関から兵庫県国民健康保険団体連合会に医療費を請求し、連合会が請求内容を審査した後に、市のレセプト点検などにより資格喪失後の受診が確認されることになる。

資格喪失後の受診に係る、本来社会保険等（正当保険者）が負担すべき保険給付費分（7～9 割）は、本人へ請求して市へ返納してもらうか、市から正当保険者へ請求して代理受領を行い、返還金債権へ充当する方法がある。市が正当保険者から代理受領する場合は、本人からの返還金精算に係る同意書の提出が必要であるが、提出がない場合又は正当保険者から代理受領の了承が得られない場合は、市から本人に請求し返納してもらうことになる。

返納金を滞納している者に対する収納取組状況について抽出確認を行ったところ、27 年度の診療分について本人から同意書の提出がなく、監査時点まで市から本人への請求も行われず未納のままとなっている事例や、23 年 3 月の診療分について、訪問や文書催告を行っていたが、未納のまま 28 年度末で時効を迎え、同時期に不納欠損処理を行うべきところ、29 年度末で不納欠損処理が行われていた事例が見受けられた。

29 年度においては、同意書の提出が無い者に対して、現年度分から優先して世帯主宛に返還請求を行うなどの取り組みを行っているが、訪問や架電の実施など、積極的かつ効果的な滞納対策を行うことで滞納額の縮減に努めるとともに、時効処理も含め適切な債権管理を行なわれない。

また、当該返納金は非強制徴収公債権であるが、督促手数料及び延滞金を徴収していないため、「川西市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金の徴収等に関する条例」との整合性を図り、適正な事務手続きに留意されたい。

《 保険収納課 》

1 国民健康保険税の徴収取組みについて（国民健康保険事業特別会計）

国民健康保険は、国内に居住し、職場の健康保険又は後期高齢者医療制度に加入しているか、生活保護を受けている人以外が加入する保険である。

国民健康保険税は当事業会計の主要な財源であり、強制徴収公債権である。滞納者に対しては、催告書を送付したり、差押等の滞納処分を実施しており、滞納繰越分の収納率は上昇傾向にある。今後も継続的に納付勧奨ができるように、催告書の発送等をより効率的・効果的に行い、更なる滞納額の縮減に努められたい。

また、現年課税分の収納率も口座振替の促進等により上昇傾向であることから、引き続き、収納率の向上に努められたい。

国民健康保険税 収納率

(単位：％・ポイント)

| 年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 29-28 | 29-26 |
|-------|------|------|------|------|-------|-------|
| 現年課税分 | 89.4 | 90.2 | 91.4 | 92.6 | 1.2 | 3.2 |
| 滞納繰越分 | 13.7 | 16.5 | 18.4 | 20.5 | 2.1 | 6.8 |

2 後期高齢者医療保険料の徴収取組みについて(後期高齢者医療事業特別会計)

後期高齢者医療制度は、若い世代と高齢者の負担を明確にして、公平でわかりやすい制度とするために平成20年4月から開始した75歳(一定の障害があり、申請により認定を受けた65歳)以上が対象の制度である。

後期高齢者医療保険料(以下「保険料」という。)の収納率について、現年課税分では、年金からの天引きとなる特別徴収を行っているため、ほぼ横ばいで推移している。滞納繰越分では、27・28年度に大口滞納者の自主納付があったため、29年度に収納率は低下しているものの、特殊な要因のなかった26年度と比較すると上昇している。

保険料の滞納についても、継続的に滞納者に対し納付勧奨ができるように、催告書の発送等をより効率的・効果的に行い、滞納対策を強化されたい。

後期高齢者医療保険料 収納率

(単位：％・ポイント)

| 年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 29-28 | 29-26 |
|-------|------|------|------|------|-------|-------|
| 現年課税分 | 99.4 | 99.4 | 99.6 | 99.7 | 0.1 | 0.3 |
| 滞納繰越分 | 30.3 | 37.1 | 37.8 | 33.6 | 4.2 | 3.3 |

1 健幸マイレージ等推進事業における委託業務について

平成 27 年度より市民の運動・スポーツへの興味・関心を喚起するため、健幸ポイント等のインセンティブ付の運動・スポーツプログラムを行う「かわにし健幸マイレージ」事業が実施されている。これは、参加者に歩数計を貸与し、一定以上の歩数の増加が見られた場合、健康診断やがん検診の受診が確認できた場合等にポイントを付与し、その獲得ポイントを市の特産品と交換する、あるいはコミュニティ組織への寄附に充当することなどができる取り組みで、健康な生活習慣を身につけ、将来的には医療費・介護費等の増加を抑制することを目標としている。

同事業においては、保健センター及び各公民館で体組成の測定等を行う健幸測定会を実施しており、29 年度は一部の運営を公益財団法人川西市文化・スポーツ振興財団に委託していた(契約額 6,889,082 円)。同財団への委託は単独随意契約が行われており、前年度の委託状況から他社と比較して費用が安価であったこと、事業内容を熟知していることに対する信頼性・安定性が契約の主な理由とされていたが、理由の具体的な根拠が決裁文書では示されていない。

契約の締結においては、公平性・透明性について明確な説明が必要であり、随意契約を行う場合は、事業目的及び費用を慎重に考慮し、その妥当性に疑義が生じないよう透明性の確保に努められたい。

2 川西市地域保健・医療推進事業補助金について

市地域保健・医療推進事業補助金交付要綱(以下「要綱」という。)第 2 条で、「この補助金は、川西市における地域保健・医療の向上等に寄与する事業を行う団体に対し、当該補助金を交付することにより、市民の健康づくり、公衆衛生、健康意識の高揚及び地域医療等の振興を図ることを目的とする。」と規定されている。要綱において、補助対象団体、補助対象事業、補助率、補助限度額等が定められているが、対象団体の一つである一般社団法人川西市医師会に対する補助率は補助対象事業に要する経費の 2 分の 1 に相当する額とされており、平成 28 年度の補助金として、補助限度額である 13,728,000 円を交付決定している。

市医師会から提出された 28 年度の実績報告書を確認したところ、個別の事業内容により補助金充当の有無が明確に示されていたが、収支決算書には補助対象外の事業経費を一部含んだ金額が事業費として記載されていた。室では、補助限度額を超える事業経費の積算を確認し審査を行っていたが、決裁文書に添付されていた実績報告書からはその審査内容を正確に確認することができなかった。

補助事業に係る実績報告が行われた際には、補助対象事業の内容及び補助金額の算定について十分に精査し、要綱に適合した事務処理が行われるよう留意されたい。

3 臨時職員の通勤手当について

室では 50 名を超える臨時職員が勤務しており、その職種は保健師、看護師、栄養士など様々で、賃金単価や勤務時間が一律ではなく、勤務状況の管理や賃金の支出に係る事務が複雑なものとなっている。賃金については、1 人の臨時職員が複数の事業に関わる場合が多く、各事業

ごとに出勤簿を作成して支出の事務処理を行い、また、通勤手当は月毎に異なる事業予算から支出しているため、その確認作業が容易ではなく、誤りが起きやすい状況にある。

複数名の臨時職員を抽出し賃金の支出内容を確認したところ、前回の定期監査時と同様に、出勤日7日に対し5日分しか通勤手当が支払われていないなど、通勤手当の支払いに過不足が見受けられた。

賃金計算を行う者と点検者を別にして、さらに所属長が確認を行うなどの体制が講じられていたが、未だ通勤手当の誤支給が発生しているため、さらなる改善策を検討し、適切な支給事務を徹底されたい。

4 委員報酬・報償費における金額の根拠について

下記の委員報酬等の根拠を抽出確認したところ、金額の検証内容について説明があったが、金額の根拠規定や決裁文書がない事例が見受けられた。金額の妥当性等については、決裁文書等により意思決定の経過を明確にすることが望ましい。

| 委員名称等 | 金額（時間単価、1日・1回当たり等） |
|------------------------------------|--------------------------|
| 健康づくり推進協議会 | 会長 13,100円/日 |
| | 委員 11,100円/日 |
| 予防接種運営協議会 | 会長 13,100円/日 |
| | 委員 11,100円/日 |
| きんたくん健幸体操従事者 （技術指導の内容により単価が異なる） | 1,000円、3,000円、10,000円/1回 |
| 機能訓練従事医師・日曜検診従事者 | 25,870円/1回 |
| 健康運動体験教室従事者 | 3,000円/1回 |
| 各健診等従事者 （健診の内容により医師の単価が異なる） | 医師 44,320円/1回 |
| | 医師 22,160円/1回 |
| | 助産師 7,870円/1回 |
| | 歯科衛生士 5,870円/1回 |
| | 保育士 5,180円/1回 |
| | 心理相談員 11,130円/1回 |
| | 音楽家 5,640円/1回 |
| 乳がん検診従事者 | 36,840円/日 |
| ヘルスアップすくーる従事者 | 20,000円/1回 |
| 歯と口の健康セミナー保育ボランティア従事者 | 1,000円/1回 |
| もぐもぐ離乳食教室従事者 | 5,000円/1回 |